

○保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合の措置について

令和5年3月30日

道本総第4759号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条に規定する保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合に講ずべき措置を下記のとおり定め、令和5年4月1日から実施することとしたので、遺漏のないよう適切な措置を講じられたい。

なお、「北海道警察個人情報取扱事務委託等の基準の制定について」（平23. 12. 21道本総第3382号）及び「通達の延長について」（令4. 3. 16道本総第4333号）の通達は、同日付けで廃止する。

記

1 定義

- (1) 個人情報 法第2条第1項に規定する個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (2) 保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (3) 行政機関等匿名加工情報 法第109条第1項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。
- (4) 個人関連情報 法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。
- (5) 個人情報等 個人情報、仮名加工情報（法第73条第1項に規定する仮名加工情報をいう。次事項において同じ。）行政機関等匿名加工情報等（法第121条第2項に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。次事項において同じ。）、匿名加工情報（法第123条第1項に規定する匿名加工情報をいう。次事項において同じ。）及び個人関連情報をいう。
- (6) 保有個人情報等 保有個人情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。
- (7) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (8) 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (9) 個人番号関係事務 番号利用法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。

2 契約等に係る措置

保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託するときは、委託契約に次に掲げる事項を定めるとともに、委託先における責任者及び業務従事者による個人情報等の管理体制、個人情報等の管理の状況についての検査その他個人情報等の適切な取扱いのために必要な事項について、書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）で確認するものとする。

ア 秘密保持及び個人情報等の目的外利用の禁止に関する事項

イ 個人情報等の加工、複製等の禁止又は制限に関する事項

ウ 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）以下同じ。）の禁止又は制限に関する事項

エ 個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報等の安全の確保に係る事態が生じた場合の措置に関する事項

オ 個人情報等の安全管理措置に関する事項

カ 法令及び契約に違反した場合における契約の解除及び損害賠償責任に関する事項

キ 契約内容の遵守の状況についての定期報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報等の取扱状況を把握するために監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

ク アからキまでの各事項に掲げるもののほか、受託者が講ずべき個人情報等の適切な管理のための措置に関する事項

### 3 措置状況の確認

保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性及び重要性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上、確認するものとする。

### 4 再委託等される場合の措置

(1) 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に2の事項で定める措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性及び重要性に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが3の事項で定める措置を実施するものとする。

なお、保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も、同様とする。

(2) (1)の事項前段に定める場合において、再委託される業務が個人番号関係事務であるときは、再委託先において当該業務に係る特定個人情報の適切な管理が図られることを確認した上で、再委託の許諾を行うかどうかを判断するものとする。

なお、個人番号関係事務について再委託先が再々委託を行う場合以降も、同様とする。

### 5 派遣労働者に係る措置

保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務その他個人情報等の適切な取扱いのために必要な事項を明記するものとする。

### 6 その他の必要な措置

保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合には、委託する業務の内容及び保有個人情報等の秘匿性等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。